

平成29年度

(特非)愛知県オリエンテーリング協会

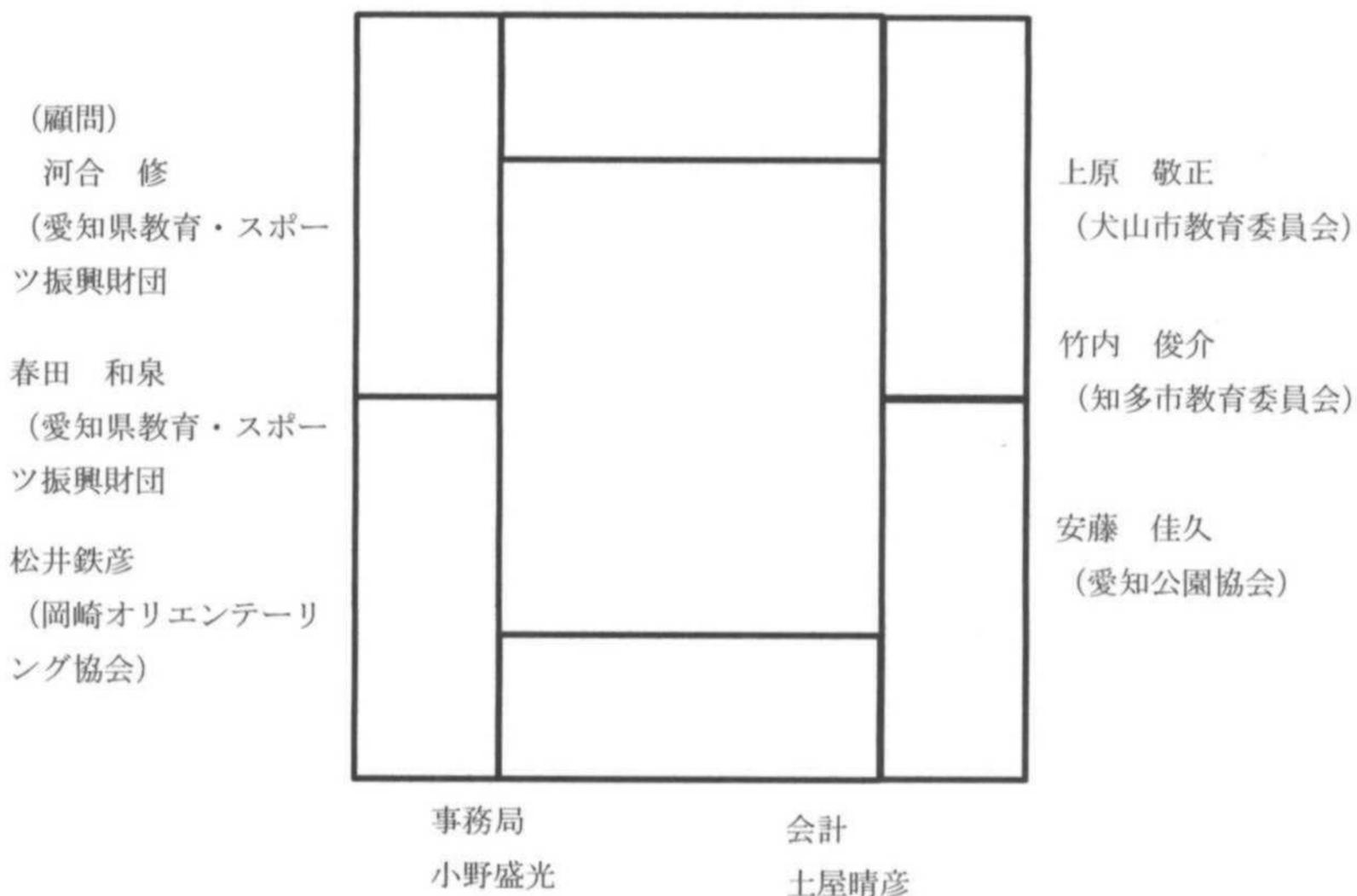
第1回総会議案

特定非営利活動法人愛知県オリエンテーリング協会

平成29年度第1回総会配席図
 期日：平成29年5月12日（金） 午後3時～
 場所：あいちNPOプラザ 会議コーナー3

【敬称略】

副会長 岡野英雄 会長 新帯 亮
 （愛知オリエンテーリング （つるまいオリエンテー
 クラブ） リングクラブ）



愛知オリエンテーリング協会 事務局 事務課 課長 小野盛光

特定非営利活動法人愛知県オリエンテーリング協会

総会要領

開催日 平成29年5月12日(金) 午後3時～

開催場所 あいちNPOプラザ 会議コーナー3

総会次第

1 開会のことば

2 議事録署名人選出

3 議案審議

第1号議案 平成28年度(特非)愛知県オリエンテーリング協会事業報告について

第2号議案 平成28年度(特非)愛知県オリエンテーリング協会収支計算について

第3号議案 (特非) 愛知県オリエンテーリング協会役員一部改選について

第4号議案 (特非) 愛知県オリエンテーリング協会定款の改正について

4 その他

5 閉会のことば

第1号議案

平成28年度（特非）愛知県オリエンテーリング協会事業報告について

平成28年度（特非）愛知県オリエンテーリング協会の事業報告については、別紙「平成28年度事業報告」のとおりである。

平成29年5月12日提出

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会
会 長 新 帯 亮

特定非営利活動法人 愛知県オリエンテーリング協会
平成28年度 事業報告

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

1. 事業実施の方針

特定非営利活動法人愛知県オリエンテーリング協会は、愛知県におけるオリエンテーリングの普及、競技力向上と、オリエンテーリングを通じた生涯スポーツの普及、子どもの生きる力の育成、自然とのふれあいの場などを、広く一般市民に提供することを目的とし、次の事業を計画実施した。

定款第5条第1項の事業：

県民オリエンテーリング大会、愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバルオリエンテーリング大会、愛知県オリエンテーリング選手権大会、中日東海ブロックオリエンテーリング大会、競技力向上事業、普及事業、

定款第5条第2項の事業：オリエンテーリング指導者・地域組織育成事業

定款第5条第3項の事業：広報事業

定款第5条第4項の事業：森林保全啓蒙事業

2. 事業の実施に関する事項

(ア) 平成28年度愛知県民オリエンテーリング大会の開催

①事業内容：県民にオリエンテーリング実施機会を提供し、競技力向上を図るとともにオリエンテーリングの普及を図った。

②実施日：平成28年 5月29日（日）

③実施場所：新城市立作手小学校南校舎（新城市）

④従事者の人数：スタッフ12名（加盟団体：三河OLC）

⑤受益者の範囲及び人数：一般市民 個人103名 グループ5組

⑥収入額：232,000円 支出額：205,614円

(イ) 愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバルオリエンテーリング大会の主管開催

①事業内容：愛知スポーツレクリエーションフェスティバルの1種目としてオリエンテーリング大会を開催し、広く県民にオリエンテーリング実施の機会を提供し、併せて普及を図った。

②実施日：平成28年10月30日（日）

③実施場所：愛・地球博記念公園（長久手市）

④従事者の人数：スタッフ11名（加盟団体：愛知OLC 実習生：至学館大学）

⑤受益者の範囲及び人数：一般市民 個人122名 グループ14組

⑥収入額：189,400円（県助成金を含む） 支出額：194,136円

(ウ) 愛知県オリエンテーリング選手権大会および全日本リレーオリエンテーリング大会選手選考会の開催

- ①事業内容：愛知県内のオリエンテーリング競技力向上促進を図るとともに、全日本リレーオリエンテーリング大会県代表を選考した。
- ②実施日：平成28年8月7日（日）
- ③実施場所：茶臼山木のぼりキャンプ村（長野県根羽村）
- ④従事者の人数：スタッフ(実行委員会)10名
- ⑤受益者の範囲および人数：一般市民 個人122名
- ⑥収入額：283,800円 支出額：347,319円

(エ) 第58回中日東海ブロックオリエンテーリング大会の開催

- ①事業内容：東海地区のオリエンテーリング振興のためにオリエンテーリング大会を日本オリエンテーリング協会公認大会として開催した。
- ②実施日：平成28年10月9日（日）
- ③実施場所：愛知県野外教育センター（岡崎市）
- ④従事者の人数：スタッフ17名
- ⑤受益者の範囲および人数：一般市民 個人291名 グループ2組
- ⑥収入額：750,210円 支出額：630,971円

(オ) 競技力向上事業

(オ-1) 競技力向上事業：第25回全日本リレーオリエンテーリング大会県代表選手派遣

- ①事業内容：都道府県対抗の全国大会へ選手を派遣することで、県内の競技レベルの向上を図った。
- ②実施日：平成28年11月6日（日）
- ③実施場所：安比高原（岩手県八幡平市）
- ④従事者の人数：スタッフ 6名
- ⑤受益者の範囲及び人数：愛知県オリエンテーリング協会競技者登録者から選抜。派遣数 選手権クラス13チーム、一般クラス1チーム
- ⑥収入額：48,060円（個人負担参加料） 支出額：172,010円（参加料および選手団経費）

(オ-2) 競技力向上事業：三河高原トレイルランニングレース

- ①事業内容：山道を走るトレイルランニングレースを開催し、走力・体力面の強化促進を図るとともに、広く一般のアウトドアスポーツ愛好者も参加する機会を提供した。
- ②実施日：平成28年9月25日（日）
- ③実施場所：鬼久保ふれあい広場（新城市）発着
- ④従事者の人数：団体会員メンバー78名

- ⑤受益者の範囲及び人数：一般市民 808名
- ⑥収入額：4,031,984円 支出額：3,747,779円

(オ-3) 競技力向上事業：体協助成競技力向上事業の実施

- ①事業内容：指導講習会を開催し、競技者の競技力向上を図った。
- ②実施日：平成28年10月29日(土)および平成29年2月11・12日(土・日)
- ③実施場所：大高緑地公園(名古屋市) 伊勢治田(いなべ市)
- ④従事者の人数：指導者・スタッフ 延べ10名
- ⑤受益者の範囲及び人数：全日本リレーオリエンテーリング大会選手およびジュニア層 延べ127名
- ⑥収入額：538,000円(愛知県体育協会助成金を含む) 支出額：633,135円

(オ-4) 競技力向上事業：競技者登録事業

- ①事業内容：日本オリエンテーリング協会競技者登録制度に基づき県関係者の登録を行った。
- ②実施日：通年
- ③従事者の人数：スタッフ 2名(県協会)
- ④受益者の範囲及び人数：一般市民(団体会員所属者、県内在住在勤者、県出身者)、250名(当協会扱い分118名 日本学生オリエンテーリング連盟扱い分132名)
- ⑤収入額：301,000円 支出額：196,518円(日本オリエンテーリング協会への納入額および経費)

(オ-5) 競技力向上事業：競技力向上活動助成事業

- ①事業内容：団体会員などが実施する競技力向上のための練習会、合宿、大会などに対し助成し、それらの開催促進を図った。
- ②実施日：通年
- ③従事者の人数：スタッフ 2名(県協会)
- ④受益者の範囲及び人数：当協会会員および競技者登録者 20事業
- ⑤収入額：0円 支出額：334,048円

(オ-6) 競技力向上事業：競技地図の整備・提供事業

- ①事業内容：オリエンテーリングの地図を作成、更新するとともに、広く提供し競技力向上に寄与するとともに、普及にも役立てた。
- ②実施日：通年
- ③実施対象：愛知県協会が管理するオリエンテーリング用地図
- ④従事者の人数：県協会役員 2名

- ⑤受益者の範囲： 競技者および一般市民
- ⑥収入額： 806,546円 支出額： 173,427円

(オー7) 競技力向上事業： 競技力指導事業

- ①事業内容： オリエンテーリングの競技力の向上を図るため、競技会終了後、指導者による指導会を開催した。
- ②実施日： 5月29日
- ③実施対象： 大会参加者
- ④従事者の人数： 県協会から委託されたもの1名
- ⑤受益者の範囲及び人数： 競技者および一般市民 約40名
- ⑥収入額： 0円 支出額： 9,000円

(カ) 普及事業

(カー1) 普及事業： 常設コースの整備・利用促進。

- ①事業内容： 一般市民がいつでもオリエンテーリングに親しめるよう県内常設コースのコントロールの整備・マスターマップの更新を行い、利用を促進した。
- ②実施日： 各コース年1回随時
- ③実施場所： 豊橋賀茂コース 新城設楽が原コース
- ④従事者の人数： 団体会員メンバー 2団体各1名
- ⑤受益者の範囲： 一般市民
- ⑥収入額： 0円 支出額： 6,040円

(カー2) 普及事業： 初心者体験事業

- ①事業内容： 県内の常設コースや身近な公園等を利用し、自然とのふれあいと、オリエンテーリングの普及を図る事業および地図読み講習会を行った。
- ②実施日 ③実施場所：

実施日	実施場所	内容
平成28年 5月 3日	愛知県緑化センター (豊田市)	初心者体験事業
平成28年 5月14日	楽田小学校 (犬山市)	
平成28年 6月 4日、 5日	四季の森 (小牧市)	
平成28年 6月12日	賀茂しょうぶ園 (豊橋市)	
平成28年 6月19日	荒子川公園 (名古屋市)	
平成29年 3月11日、12日	佐布里池 (知多市)	
平成29年 3月26日	桜淵公園 (新城市)	
平成28年 6月11日	岡崎東公園 (岡崎市)	地図読み講習会

- ④従事者の人数： 協会役員および団体会員 1日約3名
- ⑤受益者の範囲及び人数： 一般市民 約1000名

⑥収入額：24,000円 支出額：126,394円

(カー3) 普及事業：普及活動助成事業

①事業内容：会員などが行うオリエンテーリング大会・教室などに対し、広報印刷物作成費及び大会運営費を助成し、普及効果を高めた。

②実施日：通年

③従事者の人数：2名（事務局）

④受益者の範囲：団体会員・指導員および協会が認める団体 3事業

⑤収入額：0円 支出額：29,499円

(カー4) 普及事業：企業・行政など研修会・市民大会支援事業

①事業内容：オリエンテーリングを活用した企業、学校、地域での研修会の支援のため、指導者等の派遣、用具の貸出を行った。また、会員（市教育委員会など）と協力して、大会などの開催を推進した。

②実施日：10月15, 16日

③実施場所：小牧山市民まつり会場

④従事者の人数：団体会員メンバーなど約5名

⑤受益者の範囲及び事業数：県内 1事業

⑥収入額0円 支出額：12,070円

(キ) オリエンテーリング指導者・地域組織育成事業

(キー1) オリエンテーリング指導者育成事業：研修会・講習会への参加促進事業

該当なし

(キー2) オリエンテーリング指導者育成事業：公認指導員活用事業

①事業内容：オリエンテーリング公認指導員の蓄積された資質を活用および育成を図るため、県協会事業への参画を促進した。

②実施日：主催・主管大会

③実施場所：主催・主管大会

④従事者の人数：2名

⑤受益者の範囲：公認指導員

⑥収入額：0円 支出額：107,000円

(キー3) オリエンテーリング指導者育成事業：公認指導員研修会

①事業内容：オリエンテーリング公認指導員および指導員を目指す人を対象にオリエンテーリング地図作成について研修会を実施した。

②実施日：平成28年6月17日

- ③実施場所：岡崎中央総合公園（岡崎市）
- ④従事者の人数：2名
- ⑤受益者の範囲：公認指導員、他 21名
- ⑥収入額：34,000円 支出額：52,390円

(キ-4) オリエンテーリング指導者育成事業：公認指導員登録事業

- ①事業内容：オリエンテーリング公認指導員の登録事業を行った。
- ②実施日：通年（主に29年2月～3月）
- ③従事者の人数：2名
- ④受益者の範囲：公認指導員 22名
- ⑤収入額：180,000円 支出額：127,000円（日本オリエンテーリング協会へ納入）

(ク) 広報事業

- ①事業内容：Webを活用し、オリエンテーリング競技および協会の事業、組織などを広報した。
- ②実施日：通年
- ③従事者の人数：協会役員1名
- ④受益者の範囲：オリエンテーリング関係者および一般市民
- ⑤収入額：0円 支出額：0円

(ケ) 森林保全啓蒙事業

- ①事業内容：(株)エステム主催環境フォーラム「ニッポン里山新時代」に参加。
- ②実施日：平成28年6月10日開催
- ③従事者の人数：協会役員1名参加
- ④収入額：0円 支出額：0円

(コ) 特別事業

(コ-1) 寄付事業

- ①事業の内容：日本オリエンテーリング協会および熊本震災被害地域に対し寄付を行った。
- ②実施日：4月18日、6月13日、11月4日
- ③従事者の人数：会計 1名
- ④収入額：0円 支出額：308,500円

(コ-2) 女性および30代、40代世代のオリエンテーリング活性化事業

- ①事業内容：オリエンテーリング愛好者が少ない女性の掘り起しのために行った1昨年

の調査研究で得られた結果を当協会および会員が主催・主管する事業に反映した。(更衣室の充実など)

②受益者の範囲：競技者および一般市民

③収入額0円 支出額：0円

3、会議の開催に関する事項

(1) 総会

ア 第1回総会

(ア) 開催日時、場所及び出席者数

平成28年5月13日 15時～16時 あいちNPO交流プラザ会議コーナー3

出席9名 委任出席11名 欠席3名

(イ) 議題

①平成27年度(特非)愛知県オリエンテーリング協会事業報告について

②平成27年度(特非)愛知県オリエンテーリング協会収支計算について

③(特非)愛知県オリエンテーリング協会役員の改選について

イ 第2回総会

(ア) 開催日時、場所及び出席者数

平成29年3月24日 15時～15時50分 あいちNPO交流プラザ会議コーナー3

出席10名 委任出席13名

(イ) 議題

①平成29年度(特非)愛知県オリエンテーリング協会事業計画について

②平成29年度(特非)愛知県オリエンテーリング協会収支予算について

(2) 理事会

ア 第1回理事会

(ア) 開催日時、場所及び出席者数

平成28年4月16日 13時30分～16時 あいちNPO交流プラザ会議コーナー2 出席8名

(イ) 議題

①平成27年度事業報告、収支計算、貸借対照表、財産目録(案)について

②平成28, 29年度役員候補者について

③平成28年度第1回総会議案について

④第58回中日東海ブロックオリエンテーリング大会について

⑤指導者講習会について

⑥愛知県選手権兼全日本リレー選手選考会について

⑦三河高原トレランについて

⑧競技力向上事業について

⑨その他

イ 第2回理事会

(ア) 開催日時、場所及び出席者数

平成28年5月28日 13時～16時30分 あいちNPO交流プラザ会議コーナー2 出席10名

(イ) 議題

①役員選出

②平成28年度事業推進

ウ 第3回理事会

(ア) 開催日時、場所及び出席者数

平成28年8月27日 14:00～16:30 あいちNPO交流プラザ会議コーナー3 出席10名

(イ) 議題

- ①三河高原トレランについて
- ②第58回中日東海ブロックオリエンテーリング大会について
- ③競技力向上事業Ⅰについて
- ④スポレクについて
- ⑤信長公ロゲイニングシリーズについて
- ⑥その他

エ 第4回理事会

(ア) 開催日時、場所及び出席者数

平成28年12月17日 13時30分～15時30分 あいちNPO交流プラザ会議コーナー3
出席9名

(イ) 議題

- ①信長公ロゲイニングシリーズについて
- ②競技力向上事業(ジュニア育成)について
- ③名古屋市民オリエンテーリング大会について
- ④平成29年度事業について

オ 第5回理事会

(ア) 開催日時、場所及び出席者数

平成29年2月25日 13時30分～16時 あいちNPO交流プラザ会議コーナー3 出席9名

(イ) 議題

- ①事業収入・事業経費の仕訳について
- ②29年度事業計画、予算について
- ③会議日程について
- ④総会・理事会日程について
- ⑤その他

以上

第2号議案

平成28年度（特非）愛知県オリエンテーリング協会収支計算について

平成28年度（特非）愛知県オリエンテーリング協会の収支計算については、別紙「平成28年度収支計算書」のとおりである。

平成29年5月12日提出

（特非）愛知県オリエンテーリング協会
会 長 新 帯 亮

科目	予算額(円)		実績額(円)		差額(円)	摘要・備考
I 収入の部						
1 会費収入						
(ア) 団体会員年会費収入	65,000		65,000		0	13団体×5000円
		65,000		65,000		
2 事業収入						
(ア) 愛知県民大会参加料	165,000		232,000		67,000	
(イ) 愛知スポレク大会参加料	139,000		166,400		27,400	
(ウ) 愛知県選手権大会兼全日本リレー選考会参加料	148,000		283,800		135,800	
(エ) 第58回中日東海ブロック大会参加料	455,000		750,210		295,210	
(オ) 競技力向上事業						
(オ-1) 全日本リレーオリエンテーリング大会選手派遣、選手負担分	84,000		48,060		-35,940	
(オ-2) 三河高原トレイルランニングレース参加料	4,325,000		4,031,984		-293,016	
(オ-3) 体協競技力向上事業参加料	215,000		198,000		-17,000	
(オ-4) 競技者登録収入	365,000		301,000		-64,000	
(オ-5) 競技力向上助成事業収入	0		0		0	
(オ-6) 競技地図整備・提供事業収入	450,000		806,546		356,546	
(オ-7) 競技指導事業	0		0		0	
(カ) 普及事業						
(カ-2) 初心者体験事業	0		24,000			
(カ-4) 企業などの研修会・市民大会支援	5,000		0			
(キ) 指導者・地域組織育成事業収入					0	
(キ-3) 公認指導員研修会参加料	20,000		34,000			
(キ-4) 公認指導員登録事業収入	0		180,000			
(ク) 広報事業	0		0		0	
(ケ) 森林保全啓蒙事業	0		0		0	
		6,371,000		7,056,000	685,000	
3 補助金						
(ア) 事業受託費	24,000		23,000		-1,000	スポレク受託費
(イ) 競技力向上助成金	340,000		340,000		0	愛知県体育協会より
		364,000		363,000	-1,000	
4 雑収入						
(ア) 預金利子	0		34		34	
(イ) 寄付等	0		14,200		14,200	
		0		14,234	14,234	
当期収入合計(A)		6,800,000		7,498,234	698,234	
前期繰越収支差額		3,700,000		3,920,187	220,187	
収入合計(B)		10,500,000		11,418,421	918,421	
II 支出の部						
1 事業費						
(ア) 愛知県民大会事業費	165,000		205,614		40,614	運営者交通費、地図、機材代など
(イ) 愛知スポレク大会事業費	139,000		194,136		55,136	運営者交通費、地図、機材代など
(ウ) 愛知県選手権大会兼全日本リレー選考会事業費	148,000		347,319		199,319	運営者交通費、地図、機材代など
(エ) 第58回中日東海ブロック大会事業費	455,000		630,971		175,971	
(オ) 競技力向上事業						
(オ-1) 全日本リレーオリエンテーリング大会への選手派遣	258,000		172,010		-85,990	参加料など
(オ-2) 三河高原トレイルランニングレース事業費	4,325,000		3,747,779		-577,221	参加者輸送、エイドなど
(オ-3) 体協競技力向上事業事業費	555,000		633,135		78,135	指導者謝礼、参加者宿泊・食事代など
(オ-4) 競技者登録事業費	217,000		196,518		-20,482	JOAへの納付額
(オ-5) 競技力向上助成事業支出	400,000		334,048		-65,952	トレーニング、合宿、世界選手権出場など
(オ-6) 競技地図整備・提供事業費	30,000		173,427		143,427	印刷代など
(オ-7) 競技指導事業費	20,000		9,000		-11,000	
(カ) 普及事業						
(カ-1) 常設コースの整備・利用促進	10,000		6,040		-3,960	整備材料、交通費
(カ-2) 初心者体験事業費	50,000		126,394		76,394	参加賞、運営者交通費
(カ-3) 普及助成事業費	30,000		29,499		-501	教室などの助成
(カ-4) 企業・行政など研修会・大会支援事業	10,000		12,070		2,070	市民大会など
(キ) 指導者・地域組織育成事業費						
(キ-1) 研修会・講習会参加費補助	10,000		0		-10,000	講師謝礼など
(キ-2) 公認指導員活用事業	80,000		107,000		27,000	
(キ-3) 公認指導員研修会事業費	30,000		52,390		22,390	
(キ-4) 公認指導員登録事業費	0		127,000		127,000	
(ク) 広報事業	3,000		0		-3,000	
(ケ) 森林保全啓蒙事業	2,000		0		-2,000	
(コ) 特別事業	100,000		308,500		0	寄附金
		7,037,000		7,412,850	375,850	
2 負担金						
(ア) 日本オリエンテーリング協会会費	100,000		100,000		0	
(イ) 行事賠償保険負担金	3,000		3,000		0	
(ウ) 愛知県体育協会負担金	380,000		380,000		0	
		483,000		483,000		
3 管理費						
(ア) 事務通信費	75,000		151,352		76,352	郵送など
(イ) 旅費	80,000		56,752		-23,248	理事会旅費など
(ウ) 会議費	5,000		2,592		-2,408	
		160,000		210,696	50,696	
4 雑費	0	0	10,102	10,102	10,102	愛知県体育協会懇親会他
当期支出合計(C)		7,680,000		8,116,648	436,648	
当期収支差額 (A)-(C)		-880,000		-618,414	261,586	
次期繰越収支差額(B)-(C)		2,820,000		3,301,773	481,773	

平成28年度の「特定非営利活動に係る事業」会計財産目録		
平成29年3月31日現在		
営利活動法人 愛知県オリエンテーリング協会		
科目・摘要	金額 (円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	1,700	
三菱東京UFJ銀行名古屋営業部	3,181,115	
郵便振替口座 (鳴海郵便局)	155,658	
流動資産合計		3,338,473
2 固定資産		
固定資産合計		0
資産合計		3,338,473
II 負債の部		
1 流動負債		
前受金 (29年度事業参加料)	36,700	
流動負債合計		36,700
2 固定負債		
借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		36,700
正味財産		3,301,773

平成28年度の「特定非営利活動に係る事業」貸借対照表		
平成29年3月31日現在		
営利活動法人 愛知県オリエンテーリング協会		
科目・摘要	金額 (円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	3,338,473	
流動資産合計		3,338,473
2 固定資産	0	
固定資産合計		0
資産合計		3,338,473
II 負債の部		
1 流動負債		
前受金 (29年度事業参加料)	36,700	
流動負債合計		36,700
2 固定負債		
借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		36,700
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	3,920,187	
当期正味財産増加額	-618,414	
正味財産合計		3,301,773
負債及び正味財産合計		3,338,473

監査報告書

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会定款第13条第4項の規定により平成28年度
4月1日から3月31日までの事業報告並びに収支計算について、関係諸帳簿および証拠
書類等と照合し、監査した結果、その内容はいずれも符合しており、正確なものと認めま
した。

平成29年 4月 27日

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会

監事 落合健 

監事 鈴木静華 

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会
会長 新帯亮殿

第3号議案

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会 役員の一部改選について

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会の役員を改選を行う。
改選される役員案については別紙のとおりである。

平成29年5月12日提出

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会
会 長 新 帯 亮

(説明)

第4章 役員

第10条 (種別及び定数)

協会に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を会長とする。

3 副会長を置き、若干名がこれにあたる。

第12条 (選任等)

理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の中から互選する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又は協会の職員を兼ねることができない。

第14条 (任期等)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(別紙)

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会 役員改選 (案)

辞任する役員

役職	氏名	推薦
理事	柵橋 是之	つるまいオリエンテーリングクラブ
理事	前田 裕太	三河オリエンテーリングクラブ
理事	宮川 大輝	名古屋大学オリエンテーリング部
理事	安藤 真輝	椙山女学園大学オリエンテーリング部
監事	落合 健一	小牧市教育委員会
監事	鈴木 静華	椙山女学園大学オリエンテーリング部

新任する役員

役職	氏名	推薦
理事	松橋 徳敏	つるまいオリエンテーリングクラブ
理事	角岡 明	三河オリエンテーリングクラブ
理事	山本 <small>さとし</small> 智士	名古屋大学オリエンテーリング部
理事	斎藤 寧々	椙山女学園大学オリエンテーリング部
監事	武市 礼子	小牧市教育委員会
監事	<small>うえじょう</small> 上門 明日香	椙山女学園大学オリエンテーリング部

任期は前役員の残任期間である平成30年5月25日まで

第4号議案

(特非)

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会 定款の一部変更について

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会の定款の一部変更を行う。
変更される定款案については別紙のとおりである。

平成29年5月12日提出

(特非) 愛知県オリエンテーリング協会
会 長 新 帯 亮

第49条 (定款の変更)

協会が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(別紙)

定款の一部変更について (案)

変更理由および変更箇所

- 1、年度内の総会を2回から1回に変更することに伴う総会及び理事会権能に関する事項
- 2、会計基準を収支計算書から活動計算書に変更することに伴う事項
- 3、その他の整備

変更内容

別紙、定款変更新旧比較表 (案) および特定非営利活動法人愛知県オリエンテーリング協会定款 (案) による。

(別紙)

定款変更新旧比較表 (案)

	変更後	変更前
第5章 総会 18条 (権能)	<u>(4) 事業報告、決算</u> <u>(5) 役員を選任または解任、職務および報酬</u> <u>(6) 入会金及び会費の額</u> <u>(7) 借入金 (その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除く)</u> <u>(8) 事務局の組織、運営</u> <u>(9) その他運営に関する重要事項</u>	<u>(4) 事業計画、収支予算、その変更</u> <u>(5) 事業報告、収支決算</u> <u>(6) 役員を選任または解任、職務および報酬</u> <u>(7) 入会金及び会費の額</u> <u>(8) 借入金 (その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く)</u> <u>(9) 事務局の組織、運営</u> <u>(10) その他運営に関する重要事項</u>
第19条 (開催)	通常総会は <u>毎年1回</u> 開催する。	通常総会は <u>毎年2回</u> 開催する。
第6章 理事会 および委員会 第28条 (権能)	<u>(3) 事業計画、予算、その変更</u> <u>(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u>	<u>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u>
第7章 資産および会計 第37条 (資産の構成)	(4) 財産から生じる <u>収益</u> (5) 事業に伴う <u>収益</u> (6) その他の <u>収益</u>	(4) 財産から生じる <u>収入</u> (5) 事業に伴う <u>収入</u> (6) その他の <u>収入</u>
第38条 (資産の区分)	<u>削除</u>	<u>協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。</u>
第41条 (事業計画および予算)	協会の事業計画およびこれに伴う <u>予算</u> は、会長が作成し、 <u>理事会</u> の議決を経なければならない。	協会の事業計画およびこれに伴う <u>収支予算</u> は、会長が作成し、 <u>総会</u> の議決を経なければならない。
第42条 (暫定予算)	前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収益費用</u> を講ずることができる。	前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収入支出</u> を講ずることができる。
第43条 (予備費の設定および使用)	予算超過又は予算外の <u>費用</u> に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。	予算超過又は予算外の <u>支出</u> に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
第44条 (予算の追加および更生)	予算作成後にやむを得ない事由が生じた時は、 <u>理事会</u> の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。	予算作成後にやむを得ない事由が生じた時は、 <u>総会</u> の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
第46条 (事業報	協会の事業報告、 <u>活動計算書</u> 、貸借対	協会の事業報告、 <u>収支計算書</u> 、貸借対

告および決算)	照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。	照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
第9章定款の変更、解散および合併 第49条(定款の変更)	協会が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する <u>事項を変更する場合、</u> 所轄庁の認証を得なければならない。	協会が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する <u>軽微な事項を除いて</u> 所轄庁の認証を得なければならない。
第50条(解散)	(5) <u>破産手続き開始の決定</u>	(5) <u>破産</u>
第51条(残余財産の帰属)	協会が解散(合併又は <u>破産手続き開始の決定</u> による解散を除く。)した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決した特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。	協会が解散(合併又は <u>破産</u> による解散を除く。)した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決した特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。
附則4 (追加)	<u>この定款は愛知県知事の認証を受けた日(平成 年 月 日)から施行する。</u>	

参考

(定款の変更)

第25条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第11条第1項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員の数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない

特定非営利活動法人 愛知県オリエンテーリング協会 定款 (案)

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人愛知県オリエンテーリング協会（以下「協会」という。）という。

第2条 (事務所)

協会は、事務所を愛知県岡崎市六名1丁目5番地6に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

協会は、愛知県下にオリエンテーリングの普及推進を図るとともに、環境保全に関する事業を行い、もって県民の健康体力の向上と生涯スポーツの振興ならびに環境の保全に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動

第5条 (事業)

協会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) オリエンテーリングに関する事業の企画・実施又は援助に関する事業。
- (2) オリエンテーリング普及推進のための地域組織育成・指導者育成に関する事業。
- (3) オリエンテーリングに係る情報の提供に関する事業。
- (4) 森林等の保全に関する事業。

第3章 会員

第6条 (種別)

協会の会員は、正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、団体会員、個人会員、特別会員の3種とする。
- (2) 賛助会員は、本協会の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

第7条 (入会)

正会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものを入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会長は、正会員のうち、協会の運営上特に必要と認めた者を特別会員とすることができる。

第8条 (会費)

正会員は別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は総会において決定する。
- 3 特別会員は会費を免除とする。
- 4 年度途中で入会する場合も会費は年額を納入するものとする。
- 5 既納の会費等の拠出金品については返還しないものとする。

第9条 (退会等)

正会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 正会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名するこ

とができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反した時。
- (2) 協会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をした時。
- 3 正会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をした時。
 - (2) 本人が死亡し又は正会員である団体が消滅した時。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納した時。
 - (4) 除名された時。

第4章 役員

第10条 (種別及び定数)

協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を会長とする。
- 3 副会長を置き、若干名がこれにあたる。

第11条 (顧問、評議員)

協会は、法上の役員とは別に、会長の委嘱により顧問、評議員を置くことができる。

第12条 (選任等)

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 監事は、理事又は協会の職員を兼ねることができない。

第13条 (職務)

会長は、協会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、協会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況の監査
 - (2) 協会の財産状況の監査
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、協会の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は協会の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第14条 (任期等)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第15条 (欠員補充等)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。

第5章 総会

第16条 (種別)

協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第17条 (構成)

総会は正会員をもって構成する。

第18条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告、決算

(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金(その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除く)

(8) 事務局の組織、運営

(9) その他運営に関する重要事項

第19条 (開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。

(3) 第13条第4項第4号の規定に基づき監事から招集があった時。

第20条 (議長)

総会の議長は会長がこれにあたる。

第21条 (招集)

総会は、第19条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は第19条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第22条 (定足数)

総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第23条 (議決)

総会における議決事項は第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第24条 (表決権等)

各正会員の表決権は、平等であるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第22条、第23条及び第26条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができ

ない。

第25条（監事の出席）

正会員以外の監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

第26条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
- （2）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者の数）
- （3）審議事項
- （4）議事の経過の概要及び議決の結果
- （5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会および委員会

第27条（構成）

理事会は理事をもって構成する。

第28条（権能）

理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3）事業計画、予算、その変更
- （4）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第29条（開催）

理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （1）会長が必要と認めた時。
- （2）理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
- （3）第13条第4項第5号の規定に基づき監事から招集の請求があった時。

第30条（招集）

理事会は会長が招集する。

- 2 会長は前条第2号及び第3号の規定による請求があった時はその日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第31条（議長）

理事会の議長は会長がこれにあたる。

第32条（議決）

理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第33条（表決権等）

各理事の表決権は、平等であるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

第34条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者の数）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第35条（専決）

理事会の権限に属する事項で特に軽易な事項は、会長においてこれを専決処分することができる。

第36条（委員会）

事業を行うにあたり必要に応じて専門委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 専門委員会、特別委員会の組織及び運営については、別に定める。

第7章 資産及び会計

第37条（資産の構成）

協会の資産は、次の事項に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第38条（資産の区分）

削除

第39条（資産の管理）

協会の資産は、会長が管理する。

第40条（会計の区分）

協会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

第41条（事業計画及び予算）

協会の事業計画およびこれに伴う予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第42条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

第43条（予備費の設定および使用）

予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

第44条（予算の追加および更正）

予算作成後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第45条（事業年度）

協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第46条（事業報告及び決算）

協会の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

第47条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第8章 事務局

第48条 (事務局)

庶務、会計事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局長は、理事の中から会長が委嘱する。

第9章 定款の変更、解散および合併

第49条 (定款の変更)

協会が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

第50条 (解散)

協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により協会が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認証を得なければならない。

第51条 (残余財産の帰属)

協会が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決した特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

第52条 (合併)

協会が合併しようとする時は、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

第53条 (公告の方法)

協会の公告は、協会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載するものとする。

第11章 雑則

第54条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則1

この定款は、協会の成立の日から施行する。

2 協会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 福田 清彦

副会長 小野 盛光、松久 覚

理事 野口 孝之、稲葉 英雄、小澤 安昭、高橋 正彦、尾和 薫、塩崎 太郎、
落合 公也、新帯 亮

監事 鈴木 昭芳、江崎 保夫

3 協会の設立当初の正会員の会費は、以下とする。

ただし既に任意団体愛知県オリエンテーリング協会に会費を納入している者にあつては、設立当初の会費の納入を免除する。

年会費 正会員 5,000円

4 協会の設立当初の役員の任期は第14条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成16年3月31日までとする。

- 5 協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 協会の設立当初の事業年度は第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

附則2

この定款は平成18年6月16日から施行する。

附則3

この定款は平成24年5月25日から施行する。

附則4

この定款は愛知県知事の認証を受けた日（平成 年 月 日）から施行する。